

INTERVIEW インタビュー



農事組合法人
宮守川上流生産組合
代表理事組合長
照井 至さん

私たちの組合は、平成6年度に始まった宮守川上流地区整備事業をきっかけに平成8年に設立しました。「集落一農場」の実現をスローガンに掲げ、大型機械の導入などにより農作業を受託し、地域の農業の受け皿となる取り組みをしています。

組織の体制を維持していくには、本気になって関わっていく意欲が大事です。担い手づくりに努めながら、安定した収入を得、年齢を重ねても安心して取り組める環境を作ることこそが集落営農の目指すべき姿。ほかの地区とも協力し合い、地域の農業を守る取り組みを目指していきたいと思っています。

JAとおの
担い手支援集落
コーディネーター
チーフ
菊池 勉さん



農家はこれまで、各家庭や一人ひとりの責任で経営してきたことから、共同で作業することや自分が作った作物などを分配することに抵抗がある人が多いようです。そういった方々に対して、集落の話し合いに参加しながら制度の内容を説明したり、組織化に向けた支援を行ったりするのが私たちの役割です。

「共同」で取り組むことにはさまざまな問題もありますが、話し合いによりいいアイデアが出てきます。高齢化や農業機械への設備投資の問題など、将来的な展望に立った話し合いが進められるよう、集落の支援に取り組んでいきたいと思っています。

変わる日本の農業が

日本の農業が大きく変わろうとしている
「価格政策」から「所得政策」へ
戦後の農政を根本から見直す改革が始まっている



危機的な状況の農業

農業従事者の減少、農村の高齢化、耕作放棄地の増大、WTO(世界貿易機構)における国内農業政策の規律強化。わが国の基幹産業である農業が危機的な状況を迎えている。

当市の実情も例外ではない。農家数と農業就業人口は、昭和四十年代をピークに減少。農業センサス統計(平成十二年)および県生産農業統計(同十七年)によると、農家数は平成十二年から五年間で三〇一戸減少し、十七年には三千六百八十三戸。就業人口は四百五十人減少し、五千二百二十二人。販売農家経営耕地面積も六百五十四畝減少し、四千六百六十七畝となっている。

『担い手』に支援限定の対策

そんな中、国は平成十七年十月に経営安定対策等大綱を決定。戦後の農政を根本から見直す方針を打ち出した。

このうち、大綱の柱である「品目横断的経営安定対策」は、これまで全ての農業者を一律的に個々の品目ごとに支援してきた施策を見直し、十九年産からは意欲と能力のある『担い手』を対象に限定して経営の安定を図るといったもの。農業を自らの事業として進める経営的にしっかりとした農家を重点的に支援し、作物の安定的な供給を図るのが狙いだ。

品目横断的経営安定対策の支援対象となる『担い手』になるためには、①認定農業者となり、原則として農家台帳上の田

呼ばれる。米、麦、大豆が対象。その年の収入が過去の平均収入を下回った場合に、減収額の九割を補てんする。

組織化に向けた支援

中山間地域が多い当市にあつては、比較的小規模な面積の農地が多く、集約化が進みにくい。また、これまで自分の家で、自分の機械でそれぞれ運営してきた歴史があり、「自分の農地は自分で耕したい」というこだわりがある。農業現場には戸惑いもあるというのが実情だ。

当市では、農林振興課とJA担い手課が合同で「遠野担い手支援センター」を設置し、品目横断的経営安定対策の支援にあたっている。当センターに配置されて

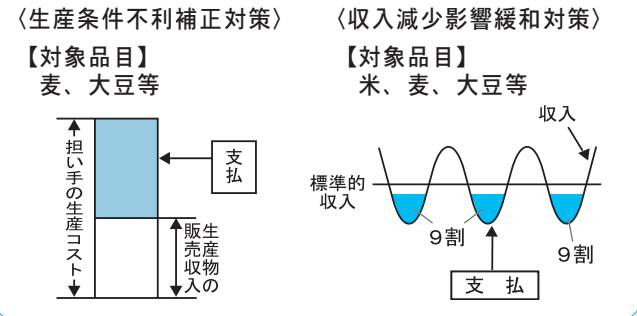
いる「担い手支援集落コーディネーター」は、制度の内容を理解してもらうことと、集落の組織化に向けた確かなアドバイスをするのを重点に取り組む。六月から十一月まで全地区で集落座談会を開催。現在は市内の農家や集落に何度も足を運び、組織の結成を支援している。

その成果が早くも現れ、十一月十九日には、取り組み後第一号の組織となる松崎町の「宮代地区営農組合」が結成された。この後、年度内に二十七組織を結成することを目標に掲げ取り組んでいる。

「品目横断的経営安定対策」に関することは、遠野担い手支援センター(☎01178)に気軽にお問い合わせください。

支援の内容

- ①諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん
- ②収入の減少の影響を緩和するための補てん



「ゲタ」と「ナラシ」
品目横断的経営安定対策は、「生産条件不利補正対策」と「収入減少影響緩和対策」の二種類の助成が受けられる。「生産条件不利補正対策」は、諸外国との生産条件格差から生じる不利を補てんするための助成で「ゲタ」と呼ばれる。麦、大豆が対象。生産者ごとの過去の生産実績(十六、十八年産)に基づく支払いと、毎年の生産量・品質に基づく支払いの両方で補てんする。

「収入減少影響緩和対策」は、収入が減った時に補てんする助成で「ナラシ」と

支援の対象

- 認定農業者の場合
経営規模が都府県は4畝以上、北海道は10畝以上(作業受託面積含む)を有し、受託面積は耕起、田植えなど基幹作業を受託し、販売収入の処分権を持つもの
- 集落営農組織の場合
経営規模が20畝以上を有し、経理の一元化および農用地の2/3以上を集積する目標など、特定農業団体と同様の要件を備えていること

小規模農家は集落組織化へ

「集落営農組織」は、①農用地の利用集積目標②規約の作成③経理の一元化④主たる従事者の所得目標⑤農業生産法人化計画の作成の五つ、いわゆる特定農業団体と同様の要件を備える必要がある。認定農業者であれば、農家台帳上の田畑が四畝以上の要件をクリアすれば対象となるが、耕作面積が少ない小規模農家